徳島県告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和元年五月七日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
有限会社宝寿	徳島市大原町長尾一〇番地の九〇	生活介護　ぱーとなーＬＩＦＥ	徳島市大原町川添一三番地三	生活介護	平成三十一年四月一日
日本赤十字社	東京都港区芝大門一丁目一番三号	徳島赤十字ひのみね総合療育センター　かがやき	小松島市中田町新開四―一	同	同
社会福祉法人大麻福祉の町	鳴門市大麻町板東字広塚四三番地	Ｂａｎｄｅ桧	鳴門市大麻町桧東バリ六―一	短期入所	同
ＮＰＯ法人サスケ工房	愛媛県新居浜市西町一番三〇号	サスケ・アカデミー徳島	徳島市沖浜東一丁目六四番地五グランドハイアット一階	就労移行支援	同
社会福祉法人柏涛会	海部郡美波町北河内字本村三四四番地一	障がい者地域生活自立支援センター（ばんそうＳ＆Ｓ）がんばれる	阿南市那賀川町八幡石塚三〇番地一	同	同

作業所